

松山家庭裁判所委員会議事概要（第18回）

1 日時

平成24年7月2日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

宇都宮眞由美，大谷吉史，大野アケミ，小野啓子，塩崎桂，永谷幸恵，兵頭英夫，
福居幸一，本馬毅，山口和子（五十音順）

（2）事務担当者

末次首席家庭裁判所調査官，藪内首席書記官，村井次席家庭裁判所調査官，田中事
務局長，玉井総務課長

4 議事（ 委員長， 委員， 事務担当者 ）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

では，裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局長から説明してく
ださい。

アンケート結果について御報告します。

机上のアンケート用紙を御覧ください。このアンケートは，平成17年の家裁委
員会で御指摘を受けて始めて，今日まで続けております。この用紙は，1階から4
階までの各階に設置してあります。

次に，机上に配布しましたアンケート結果を御覧ください。今回は，平成24年
2月3日から6月27日までの8枚です。一番上の項目が番号です。この2年間で
は，半年間に最高23枚で，通常十数枚（10台の後半）でしたが，今回は8枚と
少ないので，集計グラフ等は用意しておりません。

なお、平成20年には半年で4枚だったこともあります。今後、様子を見て、少ないようであれば対策を検討したいと思います。

左端のアンケートの特定から下に担当職員までが回答者の属性データです。

その下の「A場所のわかりやすさ」を御覧ください。4番の方以外は、普通又は分かりやすいとなっています。4番の70代男性が案内図は大きい方がよいとされています。

次に、「B職員の対応」を御覧ください。2番と3番の方以外は、普通以上となっています。2番の方は複数回答で、「ていねいだった」と「不親切だった」となっており、一番下の要望意見欄では、「goodです」と書かれています。少年審判手続きを受けられた方ですが、担当職員に調停委員はあり得ないので、家庭裁判所調査官の間違いだと思われれます。次に、3番の方は十分に聞いてもらえなかったとあります。

さらに、「職員が説明した内容」を御覧ください。3番と4番以外の方は、普通以上の回答です。3番と4番の方は、他方に味方しているように感じた指摘されています。

そして、「裁判所への要望、意見」の内容は、1番、2番及び5番の3の方が、御覧のとおり記載しております。

これらを総合的に考えますと、2番の方は少年審判手続きで、内容の説明は丁寧でしたが、職員の一部の対応に不親切な点があったといえます。

3番及び4番の方は、いずれも70代男性で調停を利用されていますが、他方に味方しているとされていますが、このおふたりは、上から四つ目の項目である目的をみると、(夫婦や親子の問題、遺産相続などの)相談のためと記載されています。これから考えますと、調停委員会の調停導入説明が十分に伝わって理解されていないまま、内容に入っているため、自分の主張や思いを中心に調停が進められると思われる可能性があります。

また、5番の方の要望及び意見は、家事調停委員の対応や説明した内容は特に問

題なく、不安な気持ちが少し解消したのですが、家事調停委員のコミュニケーション能力などの調停技法への要望と考えられます。

これらのことを関連部署にはすでに伝えており、家事調停委員の研修などで活用する予定です。

以上で、アンケート結果説明を終わります。

今の説明に関しまして、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

調停では、相談の場合もそうかも知れませんが、自分が思っていることと違う意見を言われたりすると、相手の味方をしていると思われることはあるのではないのでしょうか。

回収数が少ないのは、寂しいと思いますが、アンケート用紙の配布や回収方法は、どのようにしているのでしょうか。

用紙は配布しているものではなくて、自由に取っていただいているものです。各階に記載する台と回収ボックスがあって、その台にアンケート用紙を置いてあるのと、各待合室にも置いてあります。アンケートへの協力依頼の紙を掲示してあって、それは手続案内の待合室にも張ってあります。

半年間でのアンケートの対象者数というのは、何人くらいになるのでしょうか。

手続案内等で来られた方なども含めて来庁者全員が対象者ということになりますので、かなりの人数ということになるのではないのでしょうか。それで、わざわざ誘導して書いてくださいとはお知らせしていないので、見つけて積極的に書いていただいているというところでは。

来庁者の中には、かなり深刻な方もおられるので、アンケートを勧めにくい面はあるのではないのでしょうか。

(4) 最近の社会変化と期待される家庭裁判所の役割と広報について

最近の社会変化と期待される家庭裁判所の役割と広報についてというテーマで、兵頭委員、本馬委員からそれぞれ発表があります。

「最近の社会変化と期待される家庭裁判所の役割と広報 県警記者クラブアンケー

トから見えるものは」と題し発表を行った。

「最近の社会変化と期待される家庭裁判所の役割と広報 ～学校教育の立場から～」と題し発表を行った。

お二人の発表の中で、少年事件についてのお話をいろいろいただいております。皆様に協議していただく前に、少年事件の流れ等について、家庭裁判所から補足説明をさせていただきたいと思います。村井次席調査官お願いします。

少年事件の流れ等について説明した。

説明要旨については、別紙のとおりであった。

今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

説明についてはよく分かりました。ただし、調査の過程で、学校現場の悩みであるとか、あるいは地域や関係機関でどれだけ取り組んだかという話を聞いていただけるとありがたいと思います。プラスアルファの情報があれば、審判の結果が違うというところもあると思いますので、ぜひとも調査の充実をお願いしたいと思います。

検察庁の方では、少年事件は、普通の事件とどういった点で違いがありますか。

少年法の趣旨から、少年のプライバシーの保護の点があります。これまで両親など親族の方からは少年のことを聞くようにしていますが、先ほど教員からも意見を聞いていただけたらとの話がありました。家裁に送致する前にはなりますが、可能であれば、教員の方から話を聞ければとは思いますが。警察や検察庁など捜査をする側が先生から話を聞くことについて、学校の方では何か少年のプライバシーの点で問題はありますか。

14歳未満のぐ犯の場合は、もう一度学校に戻ってきます。そこでやはり余程の信頼関係の中でお話ししていないと、保護者から先生らは子供を見捨てたのではないかとされます。子供が学校に復帰した際に、保護者との信頼関係の上で非常に辛いところがあります。そういう点を踏まえて、もし機会があればよろしくお願ひしたいと思います。

子供たちが罪を犯したからといって、単純に大人と同じように罰するという発想

ではなくて、家庭や社会で子供たちを立派に育むことが望ましいという期待と愛情が背景にあるので、学校側が持っている情報が、警察や裁判所に全部筒抜けになっていくということが良いのか、処罰したとしても、子供が学校に帰って来るので、少年の保護更生の視点から先まで見通した措置を行わなければならないのではないかと思います。

では、お二人の委員のご報告を聞いての、ご意見、ご感想などありましたらどうぞ。

大学生でも罪を犯すことがあります。警察にお世話になる場合は、処分されることが多いと思いますが、学内で処罰を行う場合、やはり学校ですので、処罰よりも更生の面で考えているようです。プライバシーに配慮して、就職に差し障りがないよう、教育的な配慮という観点から、本人の将来のことを考えて、処分を考えているようです。

幼稚園や小学生の間にしっかりした生活習慣をつけていれば大学生になってもきちんとできると思います。今は小学生でも朝食をあまり摂っていないという話を聞きますが、私は今、食のことに興味を持って取り組んでいます。例えば野菜を自分で育てて料理させたりすると、家では食べないのにおいしいと言って食べてお母さんがびっくりすることがあります。私の母はしつけが厳しかったのですが、小さいときに食べ物への感謝やあいさつというところから入っていくことが、非行やいじめといったことにも大事ではないかと思って、お節介おばさんと言われても頑張っているところです。

非行少年は、夜寝ていないとか、朝ご飯を食べていないとか、家族と顔を合わせていないとか同じようなパターンの乱れた生活を送っているように思います。お節介おばさんの取り組みはとても大切で、ありがたいように思います。

子供が何か困ったことをした場合には、その背景に何か意味があります。私は、その点をちゃんと聞いてあげるということをしているのですが、大学生の場合でも、他害ということになると学校側も厳しい対応になります。話を聞いてあげると、本

当はこういうことを伝えたかったのに理解されていないということが分かるのですが、他者を巻き込むなど危ない面もあって、支援の難しさを感じるどころです。また、家庭の教育力が弱いとき、乳幼児の場合には保育園にかかわってもらおうのですが、学校教育の世代で、警察にお世話になって学校に帰ってきたときに、家庭に教育力が乏しい場合、どういう風にされているのかなあと思っています。

司法記者クラブとの懇談会というのは、どのような目的で開催されているのでしょうか。

年に一回司法記者クラブの方に来ていただいて、その時々家庭裁判所のテーマや、法律の改正などについて家庭裁判所から紹介したり、記者の方から事前に提出していただいた質問に対してお答えするというのをやっているのですが、その目的は、家庭裁判所のことをよく理解していただいて、家庭裁判所のことを取り上げていただきたいということです。委員の話にもあったように、記者の方は若い人が多いので、家庭裁判所の手続の基本的なところを理解していただくという目的もあります。

補足いたしますと、加盟のほぼ全社、少なくとも10社程度はいつもご参加をいただいております。社によっては複数の方にご参加いただいておりますので、記者クラブ側は例年12、3名参加という状況で行っております。

子供は親の背中を見て育つと言いますが、現代は子供が親の背中すら見る機会が減っています。昔に戻すべきかどうか、私には分からないのですが、見える空間に、時間を親子で共有するということは必要だと思っています。それと、子供は人と話をしなくても生活できるようになって、自販機はあるし、コンビニで何でも買えます。昔はお菓子ひとつ買うのでも、店の人に声をかけないとできなかった。そして親や大人から情報を得なくても、パソコンやネットなどで情報が入ってくるようになってきている。子供が大人と話すおもしろさや価値というものが、だんだんなくなってきているように感じて、それをどうすればいいのかと思いますが、答は見つからないです。

検察官に逆送された事件で、裁判員裁判の対象事件の場合、一般の人たちの前で少年が裁かれるという事態もあるわけですが、そのような場合は、検察官としても、公判廷でのプライバシーの保護という点については、より気をつけています。家庭裁判所の方で、逆送事件について、その他の事件と違って広報できる点というのはあるのでしょうか。

やはり基本は少年事件なので、逆送によって直ちに全てが明らかにされるということは難しいと思います。ただ、松山で感じたのは、元々少年事件であるはずなのに、少年が事を起こすと、少年が万引きして逃げたというような事案でも新聞等で報道されていて、匿名ではあるけれども、報道される機会が多いなということです。逆送されるような事件は既に逮捕された時点である意味では公にされているのではないかと感じています。

司法記者クラブの方が具体的に關心を持っている少年事件のことに私も関心があります。また、現場の学校の教員にも啓発等をしていただけるとありがたいと思います。

司法記者クラブにアンケートを行ってみて、現場の話を聞いてみると、マスコミと家庭裁判所の間では、まだコミュニケーションが不足しているように感じますので、色々な条件はあろうかとは思いますが、今後も接触の機会があればと感じました。

具体的な提言もたくさんいただきました。お二人の委員の発表の中で、特にホームページを分かりやすくして欲しいとか、報道機関の幹部クラスとの対話の機会を設けてはとか、聞いてみて始めて分かるようなことも多々ありました。ありがとうございました。

最後に、少年の家庭を援助するために家裁の方で実施していることについて紹介していただけますか。

学校の先生方からは、家庭の問題に立ち入っていくとか、再教育していくことは難しいという話を聞いております。家庭裁判所では、逆に少年のやったことを

通じて親に伝えていきますから、不満はお持ちですが、こちらの話に耳を傾けてくれます。非行を起こして、社会との関係をまずくした以上は、社会との関係を修復するために、昨今は親と一緒に社会奉仕的な活動を行っております。例えば堀之内での清掃活動など、社会奉仕活動をさせた上で不開始、不処分とすることがあります。これは親子で清掃活動をすると、互いの姿が久しぶりによく見えてきます。親子で作業をしている姿を観察すると、得ることが多いと考えています。そういうところで親子関係の調整を図りながら、やった事への反省を深めてもらう。これを教育的措置と呼んでいます。そういうことをやった上で、更に再犯を起こすようだと、保護観察や少年院送致等の保護処分を行うということになります。

(6) 次回期日について

平成25年2月12日(火)午後1時30分

(7) 次回テーマについて

(委員長) 次回のテーマについて何か御意見がございますか。特に御意見がないようでしたら、次回は「少年事件の動向等」というテーマで行うことにし、家庭裁判所の方から報告を行い、それに関して協議を行いたいと思います。 以 上